

山田町営建設工事発注基準

平成 24 年 4 月 4 日企財第 5 号

改正

平成 25 年 6 月 13 日

平成 25 年 8 月 27 日

平成 29 年 6 月 29 日

令和 3 年 6 月 21 日

令和 4 年 3 月 2 日

令和 4 年 6 月 16 日

(趣旨)

第 1 この基準は、町営建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する建設工事で町費で支弁するものをいう。）の請負契約を締結する場合における条件付一般競争入札及び指名競争入札に係る発注基準（以下「発注基準」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(発注基準)

第 2 発注基準は、別表のとおりとし、予定価格が 1 億 5,000 万円未満の町営建設工事で、次の各号のいずれかに該当するものを除く工事に適用するものとする。

(1) 特殊機械又は特殊な工法、技術等を要する工事で施工可能な者が限定される工事

(2) 工事の内容、技術的特性等を総合的に勘案し、発注基準に基づく発注が適さないと町長が認める工事

附 則

この基準は、平成 24 年 4 月 4 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第2関係）

工事種別	予定価格(消費税及び 地方消費税を含む。)	入札参加資格要件		
		地域要件	総合点	許可
土木工事	2,500 万円以上 1 億 5,000 万円未満	町内業者	800 点以上	一般建設業 特定建設業
		準町内業者		
	600 万円以上 2,500 万円未満	町内業者	700 点以上	一般建設業 特定建設業
		準町内業者		
	600 万円未満	町内業者	800 点未満	一般建設業 特定建設業
		準町内業者		
建築一式工事	2,500 万円以上 1 億 5,000 万円未満	町内業者	700 点以上	一般建設業 特定建設業
		準町内業者		
	2,500 万円未満	町内業者	——	一般建設業 特定建設業
		準町内業者		
電気設備工事	1 億 5,000 万円未満	町内業者	——	一般建設業 特定建設業
		準町内業者		
		宮古市業者		
		岩泉町業者		
		田野畑村業者		
		大槌町業者		
		釜石市業者		
舗装工事	1 億 5,000 万円未満	町内業者	——	一般建設業 特定建設業
		準町内業者		
		宮古市業者		
		宮古市内にア スファルトプ ラントを有す る業者		
水道施設工事 (水道管工事のみ)	1 億 5,000 万円未満	町内業者	——	一般建設業 特定建設業
		準町内業者		
上記以外の工事 及びこの入札参 加資格要件によ る発注が適さな いと認められる 上記の工事	全ての工事	発注する工事ごとに、審査委員会で決定する。		

備考

- (1) この表において「町内業者」とは、山田町内に主たる営業所を有する者をいう。
- (2) この表において「準町内業者」とは、山田町内に法の許可を受けた支店又は営業所を有し、その支店又は営業所の代表者に契約締結権限が委任されている者をいう。

- (3) この表において「岩泉町業者」とは、岩泉町内に主たる営業所を有する者をいう。
- (4) この表において「大槌町業者」とは、大槌町内に主たる営業所を有する者をいう。
- (5) この表において「釜石市業者」とは、釜石市内に主たる営業所を有する者をいう。
- (6) この表において「田野畑村業者」とは、田野畑村内に主たる営業所を有する者をいう。
- (7) この表において「宮古市業者」とは、宮古市内に主たる営業所を有する者をいう。
- (8) この表において「審査委員会」とは、町営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格等に関する規程（平成23年山田町告示第26号。以下「資格等規程」という。）第13条に規定する山田町営建設工事請負資格審査委員会をいう。
- (9) この表において「総合点」とは、法第27条の23の規定に基づく経営事項審査結果の総合評定値（客観点）に、山田町が独自の基準を定め、その基準により算出した点数（主観点）を加えた点数で、資格等規程第7条に定める名簿に登載されたものをいう。